

公立大学法人秋田公立美術大学教員および助手の出講に関する規程

平成25年4月1日

規程第126号

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田公立美術大学学則（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第1号）第61条の規定に基づき、秋田公立美術大学（以下「本学」という。）の教授、准教授、講師および助教（以下「教員」という。）ならびに助手が他の大学等へ非常勤講師として出講する場合に関し、必要な事項を定めるものとする。

(出講の条件)

第2条 教員および助手の出講は、毎週2回を超えず、かつ、4時間を超えない範囲でなければならない。ただし、教員については次の各号に該当する場合においては、理事会の議を経て認めることができる。

(1) 勤務時間外又は夏季休業日などの休業期間に集中講義を行うための出講である場合

(2) 特に理事長が必要と認める場合

(出講の手続)

第3条 教員および助手は、他の大学等へ出講しようとするときは、公立大学法人秋田公立美術大学職員兼業規程（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第56号）第3条の規定に基づき、理事長の許可を受けなければならない。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、教員および助手の出講に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日平成28年規程第19号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。